



鳥取県公報

平成 30 年 3 月 30 日(金)
号外第 47 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 病院局管 理規程	鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程（1）（総務課）・・・・・・・・・・ 2 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（2）（〃）・・・・ 6 鳥取県立中央病院院内保育所設置運営規程の一部を改正する規程（3）（〃）・・・・ 11
◇ 病院局訓 令	鳥取県病院局被服交付規程を廃止する訓令（1）（〃）・・・・・・・・・・ 12

病院局管理規程

鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成30年3月30日

鳥取県営病院事業管理者 中 林 宏 敬

鳥取県病院局管理規程第1号

鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局組織規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後		改正前																																					
<p>(病院の内部組織の設置)</p> <p>第5条 次の表の第1欄に掲げる病院ごとに、同表の第2欄に掲げる局、室及びセンターを置き、その事務を所掌させるため、同表の第3欄に掲げる科、室、部及び課を置き、鳥取県立中央病院医療局の内科及び放射線科の事務を所掌させるため、同表の第4欄に掲げる室を置く。</p>		<p>(病院の内部組織の設置)</p> <p>第5条 次の表の第1欄に掲げる病院ごとに、同表の第2欄に掲げる局、室及びセンターを置き、その事務を所掌させるため、同表の第3欄に掲げる科、室、部及び課を置き、鳥取県立中央病院医療局の内科及び放射線科の事務を所掌させるため、同表の第4欄に掲げる室を置く。</p>																																					
<table border="1"> <tr><td colspan="2">略</td></tr> <tr> <td rowspan="4">鳥取県立厚生 病院</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>事務局 総務課</td> </tr> <tr> <td>経営課</td> </tr> <tr> <td>医事課</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>手術センタ 二</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>地域連携セ ンター</td> <td></td> </tr> <tr> <td>がん相談支 援センター</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table>		略		鳥取県立厚生 病院	略	事務局 総務課	経営課	医事課	略		手術センタ 二		略		地域連携セ ンター		がん相談支 援センター		略		<table border="1"> <tr><td colspan="2">略</td></tr> <tr> <td rowspan="4">鳥取県立厚生 病院</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>事務局 総務企画課</td> </tr> <tr> <td>管財課</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>中央手術セ ンター</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>地域連携セ ンター</td> <td><u>がん相談支援室</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table>		略		鳥取県立厚生 病院	略	事務局 総務企画課	管財課		略		中央手術セ ンター		略		地域連携セ ンター	<u>がん相談支援室</u>	略	
略																																							
鳥取県立厚生 病院	略																																						
	事務局 総務課																																						
	経営課																																						
	医事課																																						
略																																							
手術センタ 二																																							
略																																							
地域連携セ ンター																																							
がん相談支 援センター																																							
略																																							
略																																							
鳥取県立厚生 病院	略																																						
	事務局 総務企画課																																						
	管財課																																						
略																																							
中央手術セ ンター																																							
略																																							
地域連携セ ンター	<u>がん相談支援室</u>																																						
略																																							
<p>(病院の所掌事務)</p> <p>第6条 病院の所掌事務は、次のとおりとする。</p>		<p>(病院の所掌事務)</p> <p>第6条 病院の所掌事務は、次のとおりとする。</p>																																					
<table border="1"> <tr><td colspan="2">略</td></tr> <tr> <td rowspan="2">事務局</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>医事課</td> </tr> <tr> <td></td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 患者の受付及び入退院事務に関すること。 2 医療扶助に関すること。 3 社会保険に関すること。 4 医療費の請求事務に関すること。 5 診断書及び各種証明書等の発 </td> </tr> </table>		略		事務局	略	医事課		<ol style="list-style-type: none"> 1 患者の受付及び入退院事務に関すること。 2 医療扶助に関すること。 3 社会保険に関すること。 4 医療費の請求事務に関すること。 5 診断書及び各種証明書等の発 	<table border="1"> <tr><td colspan="2">略</td></tr> <tr> <td rowspan="2">事務局</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>医事課</td> </tr> <tr> <td></td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 患者の受付及び入退院事務に関すること。 2 医療扶助に関すること。 3 社会保険に関すること。 4 医療費の請求事務に関すること。 5 診断書及び各種証明書等の発 </td> </tr> </table>		略		事務局	略	医事課		<ol style="list-style-type: none"> 1 患者の受付及び入退院事務に関すること。 2 医療扶助に関すること。 3 社会保険に関すること。 4 医療費の請求事務に関すること。 5 診断書及び各種証明書等の発 																						
略																																							
事務局	略																																						
	医事課																																						
	<ol style="list-style-type: none"> 1 患者の受付及び入退院事務に関すること。 2 医療扶助に関すること。 3 社会保険に関すること。 4 医療費の請求事務に関すること。 5 診断書及び各種証明書等の発 																																						
略																																							
事務局	略																																						
	医事課																																						
	<ol style="list-style-type: none"> 1 患者の受付及び入退院事務に関すること。 2 医療扶助に関すること。 3 社会保険に関すること。 4 医療費の請求事務に関すること。 5 診断書及び各種証明書等の発 																																						

	<p>行及び保管に関すること。</p> <p>6 医事に関する各科、各病棟等との連絡調整に関すること。</p>		<p>行及び保管に関すること。</p> <p>6 医事に関する各科、各病棟等との連絡調整に関すること。</p> <p>総務企画課</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 病院の事務の総合調整に関すること。 2 公印及び文書（他の所掌に属するものを除く。）の管理に関すること。 3 病院の職員の人事及び労務に関すること。 4 病院の職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。 5 病院の職員の研修に関すること。 6 病院の職員の衛生管理及び厚生福利に関すること。 7 法令による申請、報告及び諸届に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。 8 病院の経営分析及び経営改善の企画に関すること。 9 病院の情報化に関すること。 10 予算及び決算に関すること。 11 出納その他会計に関すること。 12 財務諸統計に関すること。 13 他の所掌に属しないこと。 <p>管財課</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 資産の取得、管理及び処分に関すること。 2 施設の管理及び保全に関すること。 3 施設の営繕に関すること。 4 物品の出納及び管理に関すること。 5 薬品、診療材料等の購入及び交付に関すること。 6 医療機器の保守点検に関すること。
略	略		
手術センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 手術に関すること。 2 手術センターの管理に関すること。 3 その他手術に必要な事項に関すること。 	手術センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 手術に関すること。 2 手術センターの管理に関すること。 3 その他手術に必要な事項に関すること。

医療情報管理室	1～5 略
略	
地域連携センター	1～3 略 4 略
略	

(職制)

第8条 略

2～4 略

5 前項の長の職務を補佐し、長に事故がある場合にその職務を代行させるため、必要があると認めるときは、病院に副院長を、医療局、医療技術局及び事務局に副局長を、看護局に副局長及び看護師長を、薬剤部に副部長を、医療安全対策室、感染防止対策室、医療情報管理室、職員支援室、血液浄化室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室及び新生児集中治療室に副室長を、新病院建設推進室に室長補佐を、手術センター、救命救急センター、ハイケアセンター、周産期母子センター、地域連携センター、がん相談支援センター、臨床研修センター、臨床研修・教育セン

中央手術センター	1 手術に関すること。 2 中央手術センターの管理に関すること。 3 その他手術に必要な事項に関すること。
医療情報管理室	1～5 略 <u>6 患者の受付及び入退院事務に関すること。(鳥取県立厚生病院に限る。)</u> <u>7 医療扶助に関すること。(鳥取県立厚生病院に限る。)</u> <u>8 社会保険に関すること。(鳥取県立厚生病院に限る。)</u> <u>9 医療費の請求事務に関すること。(鳥取県立厚生病院に限る。)</u> <u>10 診断書及び各種証明書等の発行及び保管に関すること。(鳥取県立厚生病院に限る。)</u> <u>11 医事に関する各科、各病棟等との連絡調整に関すること。(鳥取県立厚生病院に限る。)</u>
略	
地域連携センター	1～3 略 <u>4 がん相談支援に関すること(鳥取県立厚生病院に限る。)</u> <u>5 略</u>
略	

(職制)

第8条 略

2～4 略

5 前項の長の職務を補佐し、長に事故がある場合にその職務を代行させるため、必要があると認めるときは、病院に副院長を、医療局、医療技術局及び事務局に副局長を、看護局に副局長及び看護師長を、薬剤部に副部長を、医療安全対策室、感染防止対策室、医療情報管理室、職員支援室、血液浄化室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室、新生児集中治療室及びがん相談支援室に副室長を、新病院建設推進室に室長補佐を、手術センター、中央手術センター、救命救急センター、ハイケアセンター、周産期母子センター、地域連携センター、がん相談支援センター、臨

<p>ター、糖尿病教育センター、脳卒中センター及び心臓病センターに副センター長を置くことができる。</p> <p>6・7 略</p>	<p>床研修センター、臨床研修・教育センター、糖尿病教育センター、脳卒中センター及び心臓病センターに副センター長を置くことができる。</p> <p>6・7 略</p>
--	---

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成30年 3月30日

鳥取県営病院事業管理者 中 林 宏 敬

鳥取県病院局管理規程第2号

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(給料表) 第3条 給料表の種類及び適用範囲は、次の表のとおりとする。ただし、遺跡の調査を担当する係長及び文化財主事に適用する給料表は、教育職給料表（職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）別表第3）とする。			(給料表) 第3条 給料表の種類及び適用範囲は、次の表のとおりとする。ただし、遺跡の調査を担当する係長及び文化財主事に適用する給料表は、教育職給料表（職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）別表第3）とする。		
種類		適用範囲	種類		適用範囲
略			略		
医療職給料表（別表第2）	医療職給料表（1）	院長、副院長（医師の職務に従事する職員に限る。）、局長（医療局長及び医療技術局長に限る。）、センター長（手術センター長及び周産期母子センター長に限る。）、副局長（医療局の副局長に限る。）、部長（医療局の部長に限る。）、医長、副医長、室長（血液浄化室長、新生児集中治療室長、内視鏡室長、画像診断室長及び放射線治療室長に限る。）、医師及び歯科医師	医療職給料表（別表第2）	医療職給料表（1）	院長、副院長（医師の職務に従事する職員に限る。）、局長（医療局長及び医療技術局長に限る。）、センター長（ <u>中央手術センター長</u> 及び周産期母子センター長に限る。）、副局長（医療局の副局長に限る。）、部長（医療局の部長に限る。）、医長、副医長、室長（血液浄化室長、新生児集中治療室長、内視鏡室長、画像診断室長及び放射線治療室長に限る。）、医師及び歯科医師
	医療職給料表（2）	局長（医療技術局長に限る。）、副局長（医療技術局の副局長に限る。）、部長（薬剤部長に限る。）、室長（中央放射線室長、中央検査室長、リハビリテーション室長、臨床工学室長及び栄養管理室長に限る。）、副部長、副室長（医療技術局の副室長に限る。）、 <u>主幹（医療技術局の主幹に限る。）、副主幹（医療技術局の副主幹に限る。）、臨床検査主</u>		医療職給料表（2）	局長（医療技術局長に限る。）、副局長（医療技術局の副局長に限る。）、部長（薬剤部長に限る。）、室長（中央放射線室長、中央検査室長、リハビリテーション室長、臨床工学室長及び栄養管理室長に限る。）、副部長、副室長（医療技術局の副室長に限る。）、 <u>副主幹（医療技術局の副主幹に限る。）、臨床検査主任、臨床心理主任、理学療法主</u>

	任、薬剤主任、臨床心理主任、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、視能訓練主任、臨床工学主任、管理栄養主任、歯科衛生主任、診療放射線主任、臨床検査技師、薬剤師、臨床心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、臨床工学技士、管理栄養士、歯科衛生士及び診療放射線技師
	略
略	

2～4 略

(特殊勤務手当の種類)

第11条 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(4) 略

(5) 災害応急作業等手当

(夜間看護等手当)

第15条 夜間看護等手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 病院に勤務する職員のうち医療職給料表(2)又は医療職給料表(3)の適用を受ける者が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。次項において同じ。)において行われる看護等の医療業務に従事したとき。

(2) 病院に勤務する職員のうち管理者の定める職員が、正規の勤務時間以外の時間において、勤務の時間帯その他に関し管理者が定める特別な事情の下で救急医療等の業務に従事したとき。

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号の業務 次に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれに定める額

ア その勤務時間が深夜の全部を含む勤務 6,800円 (月の勤務の全てが深夜の全部を含む勤務である場合は、9,200円)

イ 略

(2) 略

	任、作業療法主任、言語聴覚主任、視能訓練主任、臨床工学主任、管理栄養主任、歯科衛生主任、診療放射線主任、臨床検査技師、薬剤師、臨床心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、臨床工学技士、管理栄養士、歯科衛生士及び診療放射線技師
	略
略	

2～4 略

(特殊勤務手当の種類)

第11条 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(4) 略

(夜間看護等手当)

第15条 夜間看護等手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 病院の**病棟**に勤務する**助産師、看護師又は准看護師**が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。次項において同じ。)において行われる看護等の業務に従事したとき。

(2) 病院に勤務する医療職給料表の適用を受ける職員のうち管理者の定める職員が、正規の勤務時間以外の時間において、勤務の時間帯その他に関し管理者が定める特別な事情の下で救急医療等の業務に従事したとき。

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号の業務 次に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれに定める額

ア その勤務時間が深夜の全部を含む勤務 6,200円 (月の勤務の全てが深夜の全部を含む勤務である場合は、8,600円)

イ 略

(2) 略

3 略

(災害応急作業等手当)

第16条 災害応急作業等手当は、職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）その他の法令に基づき設定され、立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域（当該区域の設定又は拡大が行われた場合において、その設定又は拡大が行われた時までの間における当該区域と同一の地域を含む。）において、災害に対応した医療の提供等のために派遣されて行う業務のうち管理者の定めるもの
- (2) 航空機に搭乗して行う救急搬送その他の業務

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号の業務 職員が業務に従事した日 1日につき1,200円
- (2) 前項第2号の業務 職員が業務に従事した時間 1時間につき1,200円

3 前項の規定にかかわらず、管理者が著しく危険であると認める区域で行われた場合の第1項第1号の業務に対する手当の額は、前項第1号に定める額にその額の100分の100（当該業務が日没時から日出時までの間において行われた場合にあつては、100分の150）に相当する額を加算した額とする。

第17条 削除

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第22条 条例第14条から第16条までの手当を支給する場合の勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、これに対する地域手当の月額及び初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じた時間数から465分に18を乗じて60で除して得た時間数（勤務時間条例第2条第2項から第4項までの規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等又は短時間勤務職員の例により勤務時間が定められた者にあつてはその者の勤務時間をその者の1週間当たりの勤務日の日数で除して得た時間に、18にその者の1週間当たりの勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た数を乗じて得た時間数とし、同条第5項の規定の適用を受ける短時間勤務職員の例により勤務時間が定められた者にあつては

3 略

第16条及び第17条 削除

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第22条 条例第14条から第16条までの手当を支給する場合の勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、これに対する地域手当の月額及び初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じた時間数から465分に18を乗じて60で除して得た時間数（勤務時間条例第2条第2項から第4項までの規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等又は短時間勤務職員の例により勤務時間が定められた者にあつてはその者の勤務時間をその者の1週間当たりの勤務日の日数で除して得た時間に、18にその者の1週間当たりの勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た数を乗じて得た時間数とし、同条第5項の規定の適用を受ける短時間勤務職員の例により勤務時間が定められた者にあつては

管理者が別に定める時間数とする。)を減じたもので除して得た額(職員の勤務が次の各号に掲げる特殊勤務手当の支給の対象となる勤務であるときは、その額にそれぞれ当該各号に定める額を加算した額)とする。

(1) 防疫等業務手当(第13条第1項第1号及び第3号から第5号までの業務に対するものに限る。)及び災害応急作業等手当(第16条第1項第1号の業務に対するものに限る。) 第13条第2項第1号及び第16条第2項第1号に定める額を7.75で除して得た額

(2)・(3) 略

(4) 災害応急作業等手当(第16条第1項第2号の業務に対するものに限る。) 第16条第2項第2号に定める額

2 略

別表第5(第3条、第4条関係)

ア 医療職給料表(1)級別職務分類表

職務の級	職務
略	
4級	院長又は困難な業務を処理する副院長若しくは局長の職務

イ 医療職給料表(2)級別職務分類表

職務の級	職務
略	
5級	副部長、副室長又は主幹の職務
略	

ウ 略

別表第7(第7条、第20条関係)

職	区分
略	
局長(管理者が必要と認めた者に限る。) 副院長	2種
局長 課長(局総務課の課長に限る。) 部長(薬剤部長に限る。) 副局長(医療局の副局長を除く。) センター長(地域連携センター長に限	3種

管理者が別に定める時間数とする。)を減じたもので除して得た額(職員の勤務が次の各号に掲げる特殊勤務手当の支給の対象となる勤務であるときは、その額にそれぞれ当該各号に定める額を加算した額)とする。

(1) 防疫等業務手当(第13条第1項第1号及び第3号から第5号までの業務に対するものに限る。) 同条第2項第1号に定める額を7.75で除して得た額

(2)・(3) 略

2 略

別表第5(第3条、第4条関係)

ア 医療職給料表(1)級別職務分類表

職務の級	職務
略	
4級	院長又は困難な業務を処理する副院長、局長若しくはセンター長(中央手術センター長に限る。)の職務

イ 医療職給料表(2)級別職務分類表

職務の級	職務
略	
5級	副部長又は副室長の職務
略	

ウ 略

別表第7(第7条、第20条関係)

職	区分
略	
局長(管理者が必要と認めた者に限る。) 副院長 センター長(中央手術センター長であって管理者が必要と認めたものに限る。)	2種
局長 課長(局総務課の課長に限る。) 部長(薬剤部長に限る。) 副局長(医療局の副局長を除く。) センター長(中央手術センター長又は	3種

る。) 室長（医療情報管理室長及び新病院建設推進室長に限る。） 副室長（医療安全対策室の副室長に限る。） 参事（管理者が必要と認めた者に限る。） 看護師長 副センター長（地域連携センターの副センター長に限る。）	略
--	---

地域連携センター長に限る。) 室長（医療情報管理室長及び新病院建設推進室長に限る。） 副室長（医療安全対策室の副室長に限る。） 参事（管理者が必要と認めた者に限る。） 看護師長 副センター長（地域連携センターの副センター長に限る。）	略
---	---

別表第9（第14条関係）

職種	額
略	
副院長及び局長	月額44,000円
センター長（手術センター長及び周産期母子センター長に限る。）、 副局長、部長及び室長	月額37,000円
略	

別表第9（第14条関係）

職種	額
略	
副院長、局長及びセンター長（中央手術センター長に限る。）、	月額44,000円
センター長（周産期母子センター長に限る。）、副局長、部長及び室長	月額37,000円
略	

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

鳥取県立中央病院院内保育所設置運営規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成30年 3 月 30 日

鳥取県営病院事業管理者 中 林 宏 敬

鳥取県病院局管理規程第 3 号

鳥取県立中央病院院内保育所設置運営規程の一部を改正する規程

鳥取県立中央病院院内保育所設置運営規程（平成24年鳥取県病院局管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(保育の対象)</p> <p>第 3 条 院内保育所において保育を行う児童は、病院に勤務する職員（職員となる予定の者を含む。以下同じ。）及びこれに準ずる者として管理者が定める者（第10条において「準職員」という。）の子のうち、次の各号に掲げる保育の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める子とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 病児病後児保育 生後57日から小学校又は<u>義務教育学校の第 3 学年を修了する日までの間</u>にある子</p> <p>2 略</p>	<p>(保育の対象)</p> <p>第 3 条 院内保育所において保育を行う児童は、病院に勤務する職員（職員となる予定の者を含む。以下同じ。）及びこれに準ずる者として管理者が定める者（第10条において「準職員」という。）の子のうち、次の各号に掲げる保育の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める子とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 病児病後児保育 生後57日から小学校第 3 学年を修了する日までの間にある子</p> <p>2 略</p>

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

病 院 局 訓 令

鳥取県病院局訓令第1号

鳥取県病院局被服交付規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成30年 3 月30日

鳥取県営病院事業管理者 中 林 宏 敬

鳥取県病院局被服交付規程を廃止する訓令

鳥取県病院局被服交付規程（平成7年鳥取県病院局企業訓令第4号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成30年 4 月 1 日から施行する。